

特別試験研究費税額控除制度について

1. 概要

企業等が、森林総合研究所等と共同研究又は受託研究を行った場合「特別試験研究費税額控除制度」を活用することができます。

特別試験研究費税額控除制度とは、大学や国の研究機関、また他企業等との共同研究及び委託研究等に要した試験研究費の額に一定の控除率（30％）を乗じて計算した金額を、当該事業年度の法人税額から控除できる制度です。なお、その上限額は、総額型税額控除制度による控除額とは別枠で、法人税額の10％相当額となります。

2. 事務手続き

特別試験研究費税額控除制度の適用を受けるためには、費用の分担やその明細など所定の事項をあらかじめ契約書に記載しておくこと、また、特別試験研究費の額について、森林総合研究所の認定を受けることなど、一定の手続きが必要になりますので、契約を締結する前に、ご相談ください。

また、特別試験研究費の額の認定を受けようとする場合には、所定の様式による申請が必要となりますので、同様にご相談ください。

【参考】研究開発税制

企業が他の者と共同研究又は委託研究を行った場合、その共同研究又は委託研究に要した費用に一定の控除率（20～30％）を乗じた額を法人税から控除できる制度。（本制度を活用するために計上した試験研究費については、「総額型」及び「中小企業技術基盤強化税制」を活用するための試験研究費として計上はできません。）

（経済産業省ホームページ）

http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html